総務省　令和４年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
5	B　地方に対する規制緩和	11.その他	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	総合保養地域整備法（通称：リゾート法）に基づき、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣の同意を得て策定されている「総合保養地域整備基本構想」について、策定後に、主務大臣への協議を廃止する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	業務の負担軽減、効率化につながる。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会		宮城県、岡山県、福岡県	―	総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定された。 同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。 市町村や土務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、 ・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス ・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮などのように行うか等基本構想廃止の影響 を確認するため審査が必要である。 このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。	社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時（昭和62年）、基本方針見直し時（平成16年）から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。 具体的には、第１次回答では「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するための国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。 総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不適当ではないか。 以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。 また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。 さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減され方向で検討していただきたい。
21	B　地方に対する規制緩和	11.その他	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化	期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑緩和のため、公職選挙法施行令（以下、「政令」という。）又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案１】政令第49条の８を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。 【案２】施行規則第９条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、自付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにすると宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。	期日前投票制度が定着し、当初でも２割弱が５割を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を複保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。 具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明（選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分）に時間を要している。 また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もあるあり、また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票にしない・しない主婦ら有権者もいる。 「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	宣誓書を廃止又は簡素化することで、期日前投票をより利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を複保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。 具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明（選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分）に時間を要している。 また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もあるあり、また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票にしない・しない主婦ら有権者もいる。 「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	総務省	横浜市、宮城県、仙台市、福島県、茨城県、水戸市、栃木県、宇都宮市、群馬県、前橋市、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、新宿区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丸町、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、山口市、萩市、防府市、下関市、宇部市、山陽小野田市、周南市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、福岡市、北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、和泉町、知名町、与論町、沖縄県、沖縄市、那覇市、久米島町、南城市、糸満市、宜野湾市、豊見城市、うるま市、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町

総務省　令和４年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第２次回答	令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年１２月２０日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国町村会】 総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、某次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 第１次回答、第２次ヒアリングでは、廃止手続きに際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討するとのことであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。 第１次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。 現行制度では廃止を変更の１類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時（昭和62年）においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。	提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、 ①提出を求める書類を必要最低限にすること ②道府県基本構想の廃止手続き主務大臣同意ではなく届出により可能とすること の２点の観点から、以下のとおり回答する。 ①提出を求める書類を必要最低限にすること 廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行っていく所存。 具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。 引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお聞いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行っていきたい。 ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ、廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと認識。 一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することへの懸念についても、法制的な整理が必要と考えているところ。 このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできない状況にあるが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。	5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法（昭和62法71） 総合保養地域整備法に基づく基本構想（5条1項）を廃止する場合の手続については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和４年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務連絡	令和５年３月23日	総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出とすることした事務連絡を道府県に発出した。 総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて（令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡）	
【今金町】 期日前投票を当日投票の例外としていることは既に理解済みである。期日前投票は選挙人の投票機会を確保するためとして行っており、期日前投票ができる事由については、HP や入場券の案内文を利用して事前に選挙人へ通知済みである。また、宣誓書についても入場券の裏に印刷するなどスムーズに投票することや駐車期日前投票所を開設するなど選挙人の投票機会を確保するための取組を実施している。しかし、宣誓書へ記入していない選挙人がいることで投票所が混雑することや記入することに不満を述べる選挙人もいる。 当町としては期日前投票をするためには一定の事由があることを事前に周知済みであり、公選法の目的である「選挙人の自由に意思を反映させる意思」のとおり広く投票機会を確保するため、スムーズな投票を実施し感染症対策を講じ選挙人に安全・安心な選挙を実施したい。 【安中市】 期日前投票所の実際の現場では、宣誓書における事由の選択をする際、投票日当日に投票することができないことを選挙人自身が明確に認識した上で投票に訪れていることは少ないと考えられる。例えば、投票日当日に投票できないからという理由でなく、期日前投票を行っている市役所に来る用事があり、ついでに投票を行うような場合が考えられるが、その際の事由の選択に当たっては、選択肢に「市役所に来た用事のついで」という事由がないので、選挙人自身の意思により適当な事由を選択することとなる。そのような場合において、選挙人自身が選択した事由と、投票日当日の選挙人の実際の行動の内容を事後的に確認して突合することは困難であり、投票所に選挙人が投票用紙を投函した時点で選挙人が選択した事由の真偽を確認する必要性もなくなるため、期日前投票における宣誓書の事由の選択は、形骸化していると考えられる。さらに、直近の第28回参議院議員通常選挙において、期日前投票所を訪れた選挙人が「家族の介護」を理由に期日前投票をしようとしたところ、宣誓書に記載された事由の選択肢に該当するものがないとして、期日前投票を断られたという問題事例が発生しており、選挙人の投票の、やすさと宣誓書における事由の選択の必要性を比較衡量するのであれば、当然のことながら、前者が優先されるべきであると考えるため、期日前投票所の現場の運営に沿った法令の改正をお願いしたい。		現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という流れを基本としており、投票日当日に投票を行うことが原則とされている。期日前投票制度は、あくまで、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている。 期日前投票を当日投票の例外とし、それを行うためには一定の事由があることを要するとする現行制度のもとで、どの事由に該当するかを選挙人本人の申立てにより確認する必要があるため、書面による宣誓書の徴止又は宣誓書の事由の選択の廃止については、慎重な検討が必要と考える。 なお、第１次回答のとおり、期日前投票所の混雑緩和に関しては、選挙人が宣誓書を事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷した、投票所入場券の交付の際に同封したりするなど、市区町村において選挙人の便宜に資するよう努めているものと承知しており、そういった事例を下掲に周知してまいりたい。	6【総務省】 (10)公職選挙法（昭25法100） ⅱ）期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書（施行令49条の8）については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。	政令	令和４年12月23日公布 令和４年12月28日施行 ※期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書に関する部分については令和5年3月１日施行	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第387号）	
－	【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。		今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。	5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法（昭25法226）及び個人情報の保護に関する法律（平15法57） 事業者等への立入検査（地方税法20条の11）又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権（同法353条１項）に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ（個人情報の保護に関する法律16条３項）の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条１項１号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。	・Q&Aの更新による明確化 ・文書による周知	・Q&Aについては令和5年３月31日更新、同年４月１日から適用 ・周知については令和5年4月5日実施済	・「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」（令和5年3月31日更新、同年４月１日適用） ・「固定資産税等の質問検査権への対応等について」（令和5年４月5日付け国土交通省住宅局住宅生産課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課事務連絡）	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同提供名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
89	B　地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立	会計年度任用職員（パートタイム）への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し	【現行制度について】 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。 【支障事例】 会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営において、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。 また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤勉手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。 【支障の解決策】 会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。	会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、持続可能な適正な水準を確保するため、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものと考える。	地方自治法第203条の2、（平成30年10月16日総行公第135号、総行給第49号、総行文第17号、総行福第211号、総行安第48号を都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知）会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について	総務省	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合		秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市	○人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤勉手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。 ○提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤勉手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職員や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。 ○制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。	勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。	勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととされていることについて、地方公共団体の意見を速やかに聴取いただき、積極的な検討をお願いしたい。なお、制度設計にあたっては、地方の声を十分反映するよう、併せてお願いしたい。
96	B　地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務の簡略化	マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画（マイキーID設定支援計画）と同様にWEBよりの回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査で、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付通知第399号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号）により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。 当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業（39市町村×5シート）を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。 また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせており、これも事務負担となっている。 マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分から WEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。	集計にかかる業務の時間短縮や職員の事務負担の軽減、またそれにともない総務省への報告が早くなる。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付通知第399号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号）	総務省	奈良県		宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県	ー		現行のマイナンバーカード交付円滑化計画は、令和4年度末までにほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指す観点から、マイナポイント第2弾の実施などと踏まえ、速やかな交付体制の整備や早期の申請促進などを図るため、令和2年末に改訂した交付円滑化計画の再改訂を市区町村に行っていただいたものである。また、現在、さらなる普及促進を図る観点から、各市区町村における取組状況を迅速に把握できるようにするため、実績報告を行う都道府県のご協力もいただきながら、申請促進等の取組状況を報告いただいているところ。 御意見を伺いつつ事務負担にも配慮してまいりたいと考えている。	マイナンバー交付円滑化計画に基づいて行われる市町村の実績報告については毎月求められていることから、事務負担が大きい、対応できない合理的な理由がない限りは、マイナポイント申込支援計画（マイキーID設定支援計画）の実績報告と同様のWEBフォームを用いた報告方法の導入に向けて、スピード感を持った前向きな対応と検討をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第２次回答	令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 国の非常勤職員に勤勉手当が支給されていること等を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、法令等を見直すこと。 なお、勤勉手当の支給により新たに必要となる経費や運用面での影響について必要な措置を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	第１次ヒアリングにおいて、地方公共団体の意見を伺うとの説明があったが、地方公共団体からはどのような意見があったのか。 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、検討の進捗状況や方向性、今後のスケジュールについて、第２次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。	勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、現在、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺っているところである。	５【総務省】 （１）地方自治法（昭22法67） （１）会計年度任用職員（地方公務員法（昭25法261）22条の２）に係る手当（203条の２第４項及び204条２項）については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和４年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法改正・通知	令和５年度中に必要な法改正・通知を行う（令和６年度より実施）	・勤勉手当の支給を可能とすることを含む地方自治法の一部を改正する法律が令和５年５月８日に公布された。また、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、地方公共団体に通知した（令和５年５月９日付け総務省自治行政局公務員部長通知）。	
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		交付円滑化計画に係る市区町村への照会のうち、特に申請促進の取組状況等の照会は、交付率の低い市区町村の状況、課題、今後の推進策を確認していただき、交付体制の強化に向けた助言をしていただくことも念頭に、都道府県にとりまとめをお願いしているものであるが、照会の項目や方法については、事務負担の軽減の観点も踏まえ、見直しを検討してまいりたい。	５【総務省】 （個人番号カードの交付体制等に係る市町村（特別区を含む。）に対する調査については、令和５年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知等	令和５年４月19日発出	令和５年度に実施する個人番号カードの交付体制等に係る市町村に対する調査においては、地方公共団体の事務負担が軽減するよう、調査項目を減らした。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める提案の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上，行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同提供名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
	区分	分野												
109	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による民基本台帳ネットワークの利用可能化	都道府県における児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務において、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。	児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務において、住民基本台帳ネットワークの利用により、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所の確認が可能となることから、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する償権管理の事務負担を軽減することができる。	都道府県知事も市町村長と同様に、住民基本台帳ネットワークの利用により、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所の確認が可能となることから、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に係る償権管理の事務負担を軽減することができる。	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15，住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号，児童福祉法第56条第2項	総務省、厚生労働省	茨城県		宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県	―	児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務の実施における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関するご提案については、必要な対応を検討することとしたい。	制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。 併せて、今後の検討等についてのスケジュールについてお示しいただきたい。
129	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	市町村の空家対策所管部局が空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公共員法（以下「地方法人」という。）第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等に関する情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公共員法（以下「地方法人」という。）第34条の守秘義務に抵触しない旨，ガイドライン等において明確化することを求める。	市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。 しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合（例えば住所地が空家のままなど）や、空家に課されている固定資産税納税義務者が死亡し未満であって課税情報を取得できない場合も、住民票や固定資産税課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。 このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地方法第34条の守秘義務により抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないとされており、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や助言等を行うに当たっての支障となっている。 実際に、府内の1市においては、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。	市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条，第12条，第14条，空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針第1章3(3)，特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）第1章3(1)、地方公務員法第34条	総務省、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合		いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県	○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。 ○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。その為に当該物件が保有する情報を活用できず、空家法に基づく措置を講じることができなかった。 住所地（空き家所在地）に欠審法行する、もしくは住民票情報等により戸籍謄本が判明したら、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかる為、事務負担とさせたい、提案のとおり、福祉部局が保有する情報を活用できることは、負担軽減の観点から有効であると考える。 住所地（空き家所在地）に欠審法行する、もしくは住民票情報等により戸籍謄本が判明したら、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかる為、事務負担とさせたい、提案のとおり、福祉部局が保有する情報を活用できることは、負担軽減の観点から有効であると考える。 ○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人がついている場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居所の特定や関係者の接触が容易となり、空き家対策を効果的に進めることが可能となる。 ○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が昨今ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。 ○空家等について管理を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所先施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。 ○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地が空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局などの他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると思われる。	地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて元々その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。 提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。	市町村の福祉部局や地域包括支援センターからの情報提供については、「地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される」とのことだが、現行の庁内ガイドライン等ではその解釈が明確にならないないことから、市町村の空家対策所管部局が市町村の福祉部局、地域包括支援センター、後期高齢者医療広域連合から必要な情報提供を受けられないとされている。住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などで所有者の居所を特定できない場合に福祉部局等が保有する情報を取得できないことが、市町村が危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼等を行うに当たっての支障となっていたため、「空家法第10条に基づく福祉部局等から空家対策所管部局への情報提供については地方公務員法第34条第1項の守秘義務に反しない旨をガイドライン等において明確化していただきたい。 また、後段において「必要に応じた対応を検討する」とされているが、介護保険、国民健康保険（後期高齢者医療を含む）、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関して、情報提供を受けられる旨をガイドライン等において明確化されるとの認識でよいか、その場合、具体的なスケジュールを御教示いただきたい。 市町村が空家対策を推進するにあたり所有者の特定が必須であり、空家法第10条によって市町村の空家対策所管部局が介護保険等に係る情報や地域包括支援センターが有する情報を取得できる旨及び情報提供をしても守秘義務違反とはならない旨をガイドライン等で明確化することが特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保につながることをお含み置きいただいた上で、必要な対応を検討願いたい。
185	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）については、国立大学法人の例（令和4年4月1日改正）に従い、廃止すること。	公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うとされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。 公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めての規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に窓口、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。 また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の資料会開催提督等から始まり、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取の依頼、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会（1回あたり2時間半程度）にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27号，第78条の2，国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）	総務省	山形県、宮城県	別添資料あり	神奈川県、長野県、山梨県、静岡市、大分県	○国家団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。 ○当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している、同法人が公立の教育研究施設として住民の理解を得ながら運営を継続していただいたに、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与が必要であると考えている。 一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる、ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に、取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。 ○当団体においても、評価委員会から評価を受けたため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人において、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。 ○公立大学法人については、6年ごとの中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に、県の評価委員会において意見聴取し、意見聴取や中立公正性を担保しているとの整合性も踏まえつつ、公立大学法人の設置団体側の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。	公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている、この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることができるものと考えている。 国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に、取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。 国立大学法人については、国立大学法人における制度見直しの趨勢や公立大学法人を含めた地方独立行政法人における年度計画及び年度評価の廃止に向けた動向を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体側の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。	公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任の担保については、①学校教育法で定める認証評価制度により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関からの評価を7年以内に1度受審する必要があり、外部組織が大学の教育研究活動や組織運営の状況を定期的に確認したうえで、必要に応じて改善していく体制が整備されている。 また、②公立大学法人は、設立団体から毎年度財務諸表の承認を受ける必要があり、承認後は速やかに財務諸表を公表するとともに、財務諸表や事業報告書等を一般の閲覧に供することとなっている。 さらに、③公立大学は、設置者である地方公共団体の地方財政より公的資金を基盤とした設置・運営されるため、毎年、各自治体の議会に財務諸表等を提出し、地方公共団体の各種政策が体現されているかなどの評価により、適切なガバナンスが行われている。 加えて、山形県の公立大学法人を例にとれば、④公立大学法人は、重要施策のひとつである、若者の定着・回帰の促進に係る主要な狙い手であり、その取組状況がチェックされるとともに、設立団体と常日頃から密接に連絡を取り合う関係にある。 これらの制度的な取組みへ①～④を基本に、公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任が担保されていると言えることから、年度計画・年度評価の廃止に向けての検討を求める。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第２次回答	令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		都道府県が行う児童福祉法第56条第２項に掲げる措置の費用徴収に関する事務であって、費用徴収の対象となる本人等の生存の事実、氏名又は住所の変更の事実の確認を行う場合については、市町村同様、住民基本台帳ネットワークシステムから当該情報の提供を受けることができるよう、年内に省令改正を行うこととする。	5【総務省（４）】【厚生労働省（３）】 児童福祉法（昭22法164）及び住民基本台帳法（昭42法81） 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等（以下この事項において「児童等」という。）に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収（児童福祉法56条２項）に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。 ［措置済み（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（令和４年総務省令第69号））］				
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		第１次回答のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第１項によって、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第１項との関係で問題とならないと解されるため、本件解釈については通知等によって示すことも含めた上で、 さらに提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、関係府省等と連携して空き家対策担当部局及び福祉関係部局に対して周知することとしたい。	5【総務省（14）】【厚生労働省（25）】【国土交通省（９）】 地方公務員法（昭25法261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法10条１項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和４年度中に通知する。	事務連絡	令和５年３月30日	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第１項に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村等に通知した。（「空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第１項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について（情報提供）」令和５年３月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課、総務省自治行政局公務員部公務員課、厚生労働省社会・援護局保護課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課事務連絡）	
－	【全国知事会】 公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を踏まえ、必要な対応について検討を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧奨等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 国立大学法人が同様の制度見直しを行ったことを踏まえ、前向きに検討をいただきたい。 検討のスケジュールについて第２次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。	地方独立行政法人法においては、公立大学法人の業務運営の透明性や説明責任の担保等のため、公立大学法人に関して年度計画及び年度評価の義務づけを行っている。 一方で、同法の公立大学法人に係る制度については、基本的に国立大学法人における制度改正を踏まえて、制度の見直しを行ってきた経緯があることから、ご提案いただいた内容に関する必要な措置については、国立大学法人における制度と同様に見直す方向で取り組む。	5【総務省】 （23）地方独立行政法人法（平15法118） 公立大学法人の年度計画（27条１項）の作成及び年度評価（78条の２第１項１号）については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。	法律改正	令和５年６月16日公布・施行	中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加したとて、年度計画及び年度評価を廃止する地方独立行政法人法の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第211回通常国会に提出し、令和５年６月13日成立（令和５年法律第58号）、令和５年６月16日に公布・通知。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同提案名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
	区分	分野												
206	B 地方に対する規制緩和	11.その他	官庁会計システム（ADAMS Ⅱ）における地方交付税交付金支払事務処理期間の見直し	官庁会計システム（ADAMS Ⅱ）における地方交付税交付金支払事務処理期間の改善	官庁会計システム（ADAMS Ⅱ）による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知（確認入力）の処理を行なければならない。 事前に処理日程は示されるものの、示達の具体の時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない（当日の「午前中」など）ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続けるか必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。 このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。 ●参考） ●令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金 ・地方交付税交付金及び地方特例交付金（4月概算交付分） ・地方交付税交付金（12月追加交付分） ・特別交付税（12月交付分） ・特別交付税及び震災復興特別交付税（3月交付分） ●令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金 ・地方交付税交付金（6月概算交付分） ・震災復興特別交付税（9月交付分） ・地方交付税交付金及び地方特例交付金（9月定例交付分） ・地方交付税交付金（11月定例交付分）	地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものと考える。	地方交付税法	総務省	岩手県、宮城県、秋田県		千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、長崎県、大分県		地方交付税は、地方団体が行政サービスを提供するとて重要な財有の一般財源であるため、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、遅やかな交付に努めている。 また、「国庫金の効率的な管理について（平成17年6月28日 財務省）」により、地方交付税の交付日は原則月末から翌営業日（祖祝・年金保険料の支入日）とされているところである。これにより、特に4月概算交付分は原則として4月2日が交付日となり、年度当初（4月1日）に交付決定（示達）を行ったとしても交付日の前日である4月1日中のADAMSⅡによる処理が必要となる。 6月以降分については、可能な限り余裕のある処理日程としながらも、引き継ぎ、ご意見を踏まえて適切な処理日程について検討していきたい。	交付決定（示達）の当日に支払い事務処理を行う必要があることで、他の業務執行が難しくなるなどの影響は、普通交付税だけでなく、特別交付税や震災復興特別交付税においても、同様であり、処理日程の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減が期待される。例えば、震災復興特別交付税の令和3年度9月交付において、9月3日（金）に示達がなされ、示達から翌営業日の9月7日（火）に交付された事例（示達日の翌営業日（9月6日（月））までの事務処理とされた例）もあること等を踏まえ、引き続き、普通交付税をはじめとした地方交付税の遅やかな交付に努めていただくとともに、可能な限り余裕のある処理日程となるよう検討していただきたい。
224	B 地方に対する規制緩和	11.その他	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するための、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	【支障事例】 住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市で6,1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容を照会しなくてはならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなくては法令上義務はない。 【制度改正の必要性】 住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつながらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間と処理時間を短縮され、住民サービスの向上につながる。 【支障の解決策】 住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住基基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。	これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理する全ての時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	総務省、法務省	茅ヶ崎市		水戸市、高崎市、横川市、富士見市、千葉市、横浜市、川崎市、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、富田林市、吉野川市、今治市、久留米市	○夜間の延長窓口や休日開庁の日は、窓書中の住所が別の市町村だった場合確認ができないため、また、平日日中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかった回答が遅れるなど、受領事務に支障をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市町村からの照会に遠やかに回答ができない。 ○住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、遠やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が20分以上になることもある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に甚大な支障が生じている。市民課では来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。 ○当市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は時代に逆行している。	ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法（以下「法」という。）第9条第2項による通知及び第16条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明確化することとしたい。	住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで事務の大幅な効率化が図れるため、速やかな対応をお願いしたい。
228	B 地方に対する規制緩和	11.その他	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に住民記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に住民記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	【現行制度について】 戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。 【支障事例】 婚姻届と同時に旧氏を登録した件し場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。 【制度改正の必要性】 デジタル手続きのワンスオンリーの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動については当庁窓口が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内容での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。 また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録（意思の表示）について婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録示の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。 【支障の解決策】 「当該旧氏が その者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。	婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に行う旧氏登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付がなくなることで、戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを待って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の来庁1回で手続きが完結できる。また、戸籍届出と同時ではない旧氏登録・変更請求の際にも、添付漏れにより届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。	住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	総務省、法務省	茅ヶ崎市		水戸市、千葉市、鎌馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市		○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等があり、届出者が必要な旨を登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付が必要となるため、戸籍謄本等が必要な旨を説明している。 ○当該届出時の来庁1回で手続きが完結できる点については、概ね賛同。 ○当庁においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。 また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切なPDCAを実施することが可能になるなど、P-PFI事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。	御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付の事務において戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍謄本と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用できるよう再度検討していただきたい。 さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けて検討いただきたい。 また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。	デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各省庁を跨いで、業務改革（BPR）に取り組む必要があると認識している。 戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理するとで非常に重要な情報であり、また、市町村の事務において戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍謄本と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用できるよう再度検討していただきたい。 また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。
241	B 地方に対する規制緩和	11.その他	国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なものは中の照会については、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」を使用すること 具体的には、都道府県を経由した市町への照会をパターン：定期的な照会、国全体照会に先立ちの」パターン：照会先の個別の状況を確認するもの」パターン：中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分けパターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの調査負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い項目となっている。 先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式（Excel）に転記を行った、県から市町村への照会については当初なかったため、調査・照会（一斉調査）システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式（Excel）へ転記を行った。当該システム活用が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村に照会し、フォーム入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと思料。 （具体事例：令和3年度DX推進担当者の調査について（照会）総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡）	地方公共団体職員の事務負担軽減 不要な中間とりまとめ（都道府県作業）が削減されることで、取りまとめ段階でも意思決定が必要な照会への回答に注力可能。また、パターンAの仕事が廃止されることで、市町村業務の効率にも繋がる。 また、今年度実施した本県の全庁業務量調査において、「照会・回答に係る全庁業務量」は240.44時間、4.8億円の人件費（時給2,000円とした場合）となっている。	—	総務省	長野県		宮城県、岩山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市	—	調査・照会システムにより、地方公共団体職員の事務負担の軽減が期待できることから、ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの使用を促すとともについて検討したい。	各府省庁に対し、既存の調査・照会システムを最大限利活用する（さらに、利活用の状況に応じて同システムの改善も併せて進める）ことを 周知徹底していただきたい。また、各府省庁が主宰しの データを共有できれば新たな政策・施策の企画立案など、イノベーションにも類似の照会が行われることが無く、より適切な質問の仕方になる等、改善につながりうると考えられるため、オープンデータやデータ連携についても検討いただきたい。
262	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定において地域国際交流推進大綱への位置付けを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置付けを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置付けが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取り組んでいることとしており、内容に重複が見られる。 また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて	総務省	神戸市		宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県	—	地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、認定基準から削除する。	第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。
290	B 地方に対する規制緩和	11.その他	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	【現在の制度】 指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」（第一法規、2009）123頁によると、指定管理者制度は、「一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではないしかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない」とされている。 しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。 【支障事例】 平成29年の都市公園法改正で公募設置管理制度（以下、「P-PFI」という。）が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。 この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン（都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン）によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。 しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFI事業者を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。	各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFIのような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。 また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切なPDCAを実施することが可能になるなど、P-PFI事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。	地方自治法、都市公園法	総務省、国土交通省	東京都		花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市	○当県の県立都市公園におけるP－PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFIのような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。 ○当県においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織力増進や利用者の利便向上を一層推進することについては、概ね賛同。 以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者の指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。	平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について（以下「本通知」という。）の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。 また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。 本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park－PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park－PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park－PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。 一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。	総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park－PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第２次回答	令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		ご意見を踏まえ、引き続き、可能な限り余裕のある処理日程となるよう努めてまいりたい。 なお、今年度における普通交付税の6月交付、9月交付及び震災復興特別交付税の9月交付については、示達から事務処理期限まで1日の猶予を設けた処理日程により実施したところである。	5【総務省】 （11）地方交付税法（昭25法211）及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平11法17） 地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程とする。				
－	－		1次回答で述べた解釈について、年内に地方公共団体へ通知することとしたい。	5【総務省】 （16）住民基本台帳法（昭42法81） （ｉ）戸籍の届出の受理の際に行う住所地の市区町村長への通知（9条2項）及び戸籍の附票の作成（16条）において、住所等の異動の確認に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳に関する事務の処理（30条の10第１項３号及び30条の12第１項３号）に該当するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができる旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 ［措置済み（令和４年12月５日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）］				
－	－		お示しいただいている支障事例の解決策として、婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村（婚姻届と転入届を合わせて提出した場合における提出先市町村）に提出されたのと同時に、住民票に旧氏の記載を求める場合において、婚姻届の提出とは別に再度来庁することによる住民の負担が生じないよう、婚姻届が受理され、新しい戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏での住民票が作成できると市町村が判断する場合には、旧氏の記載を求める者が婚姻前の戸籍謄本等を添付することにより、市町村長が住民票に旧氏を記載することが可能であるとの解釈を明確化し、地方公共団体へ通知することとしたい。 また、戸籍謄本等の取得についても、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）による改正後の戸籍法第120条の2により、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも、戸籍謄本等の請求が可能となることから、旧氏の記載を求める際に本籍地の市町村と住所地又は住所地となる市町村が異なる場合であっても、容易に戸籍謄本等を取得できるようになるため、婚姻届と同時に旧氏の記載を求める場合のみならず、その他の場合で旧氏の記載を求める場合においても、住民負担は軽減され、住民サービスの向上に繋がるものと考えている。	5【総務省（7）】【法務省（2）】 戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81） 婚姻の届出（戸籍法74条）と同時に住民票に旧氏の記載を求める場合（住民基本台帳法施行令30条の14）の戸籍謄本等の添付については、申請者の利便性の向上に資するよう、婚姻前の戸籍謄本等を添付することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 ［措置済み（令和４年12月５日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）］				
－	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの積極的な使用を働きかけることとしたい。	5【総務省】 （26）調査・照会（一斉調査）システム 国が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会（一斉調査）システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。 ［措置済み（令和４年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡）］				
－	【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、原次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画策定、特段の支援がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 回答いただいた内容について、実施するスケジュールについてお示しいただきたい。	地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づける ことを求めていた点について、令和4年度中に認定基準から削除する。	5【総務省】 （31）地域国際化協会の認定に係る事務 都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件を令和4年度中に削除する。	事務連絡	令和5年3月31日	「地域国際化協会の認定における地域国際交流推進大綱への位置付けを必要とする要件の削除について」（令和5年3月31日付け総務省自治行政局国際室事務連絡）	
－	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。		今後、既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨、通知により地方公共団体への周知を図ってまいりたい。	5【総務省（2）】【国土交通省（1）】 地方自治法（昭22法67）及び都市公園法（昭31法79） 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であること を、地方公共団体に通知する。 ［措置済み（令和４年12月９日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知）］				